

社会事業の教育的側面の変容

— 人格教育と知識・技能教育に着目して —

○ 長野大学 野口 友紀子 (4418)

社会教育・感化・農村社会事業

1. 研究目的

この研究では、福祉と教育の関係を明治後半から昭和初期にかけて検討する。小川利夫によると明治後半から大正期にかけて社会事業関係者による民育的社会教育論と文化事業的社会教育論を含んだ「社会政策的あるいは社会事業的社会教育論」（以下「社会事業的社会教育論」とする）が存在し、大正半ばには教育行政関係者たちによる「文部官僚的社会教育論」が登場したという（小川利夫(1977)「現代社会教育思想の生成—日本社会教育思想史序説—」小川編『講座・現代社会教育Ⅰ 現代社会教育の理論』亜紀書房）。このタイプ分けは文部省の社会教育課設置の前後の議論の変化の説明として明確であることから、この枠組みを援用して大正半ば以降の社会事業的社会教育論の行方を探る。

小川のいう明治後半からの社会事業的社会教育論の中身を社会事業関連雑誌から見出し、それが大正半ば以降にどうなったのかを明らかにすることを本研究の目的とする。このことにより、社会事業関係者たちの教育的側面の捉え方の変容を明らかにできる。

2. 研究の視点および方法

明治後半は社会事業史において感化救済事業が実施された時期と言われる。感化とは一般的な意味として、不良少年に教育や指導を行い、良い影響を与えることでその少年の考えが変わることである。感化事業は不良少年への教育や指導を意味する。このような教え導くという意味を持つ言葉は、感化の他にも教化、教育、社会教育、善導、指導、徳育、訓育などの用語とともに社会事業関係者の間で使用されている。ここではこれらを教育に関わる用語と捉える。これらの用語の分析には、1909(明治42)年に創刊された中央慈善協会による『慈善』、名称変更後の『社会と救済』、継続雑誌である社会事業協会の『社会事業』に掲載された論考を使用する。これらの雑誌は広い意味で社会事業に関わる者の論考から構成されており、社会事業関係者による教育的側面に関する議論を分析できる。

なお、報告では社会事業成立前の時期から扱っているが、用語を社会事業で統一した。

3. 倫理的配慮

本研究は文献を利用していることから、日本社会福祉学会「研究倫理指針」に基づき、文献の引用について原本にあたり出典を明記するなどの配慮をした。

4. 研究結果

明治後半から昭和初期にかけての論考には、救済事業を教え導く事業と捉えているものが継続的に存在し、それらを分析した結果、教育的側面の内容は類型化でき、明治後半か

らのおおよそ 20 年間でその内容の枠組みが変化したことが明らかになった。まず、類型化については、第 1 には、不良少年に教育する「感化事業」、第 2 に一般の人びとに良民となることを教える「教化事業」、第 3 に一般の人びとに知識技能を与える「補習学習」、第 4 に一般の人びとに日常の衣食住などの合理的な生活方法を伝授する「生活改善」があった。ただし、これらは明治後半から昭和初期にかけて同じ厚みで存在していたのではなかった。明治後半から大正半ばまでは不良少年に対する感化が中心的な話題となっているのに対し、大正半ば以降には、2 つの潮流があることが分かった。1 つには、大正半ば以降は教化という一般の人びとに対して国を支える良民になるための教育の議論が感化に代わって台頭する流れである。このことは不良少年に対する人格教育から、一般の人びとに対する人格教育へという主流の変化があったと言える。もう一つの流れは、一般の人びとへの職業上の知識・技能教育の議論と勤儉貯蓄などの生活改善のための知識を伝える議論である。このことは一般の人びとに対して、人格教育に加えて知識・技能教育についてもその必要性が述べられるようになったことを示している。つまり、不良少年に対する感化は明治後半期から社会事業の取り組みとして議論されており、それは大正半ばから昭和初期においても議論が全く消えてしまった訳ではないが、主流は一般の人びとに対する教化と補習教育、生活改善へと移り変わったのである。

さらに、この 2 つの潮流とは別に、大正半ば以降には新たな変化が見られた。「教化」、「補習教育」、「生活改善」の 3 つと併存して、「社会教育」と「農村社会事業」という言葉が多用されるようになり、これらを包括する言葉となったのであった。

5. 考察

今回の検討により、明治後半から昭和初期まで社会事業関係者たちの教育的側面に対する議論は継続的に存在していたこと、それらは明治後期から大正期にかけて 4 つに類型化でき、やがて大正半ばには新たな枠組みに編成されることがわかった。

大正半ば以降の『社会事業』誌上の教育的側面は、不良少年に加えて一般の人びとへ、人格教育からそれに加えて知識・技能教育へと大きく 2 つの変化があった。このことから、大正半ばという時期には、社会事業の教育的側面はその対象が普遍化し、教育の中身が拡大したことになる。

普遍・拡大化したものと捉えられた社会事業の教育的側面は、社会教育と農村社会事業という新たな言葉で表現されるようになった。言葉の上では社会教育と農村社会事業という 2 つに分かれるのだが、その対象や内容には両者の違いや住み分けが明確ではなかった。大正半ばに『社会事業』誌上に見られたこのような状況は、社会事業関係者の側の視点に立つと、教育的側面の普遍・拡大化から農村社会事業の範疇での農民への教育的側面へと焦点が農村に移っていったことになる。

本報告は、科学研究費助成事業（基盤研究 C16K04208）の成果の一部である。